

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年六月十八日法律第百九号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。